第十三回国会　衆議院　建設委員会議録第十七号

昭和二十七年三月二十九日（土曜日）
午前十一時四十三分開議

出席委員
委員長　松本　一郎君
理事内海　安吉君　理事田中　角榮君
理事村瀬　宣親君
淺利　三朗君　上林山榮吉君
小平　久雄君　瀬戸山三男君
西村　英一君　三池　信君
藥師神岩太郎君　増田　連也君
池田　峯雄君

出席政府委員
建設技官（道路局長）　菊池　明君

委員外の出席者
專門員　西畑　正倫君
專門員　田中　義一君

三月二十八日
琵琶湖総合開発に関する請願（中野武雄君外一名紹介）（第一七六〇号）
挙母地内矢作川に改修工事施行の請願（千賀康治君紹介）（第一八〇〇号）
長岡駅に地下道開設の請願（田中角榮君紹介）（第一八二七号）
日土長浜線等道路改修工事施行の請願（高橋英吉君紹介）（第一八二九号）
垣生、穴井間の猪の山に隧道開さくの請願（高橋英吉君紹介）（第一八三〇号）
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件
道路整備特別措置法案（内閣提出第九四号）

○**松本委員長**　それではただいまより建設委員会を開会いたします。

道路整備特別措置法案、内閣提出第九四号を議題といたします。

本案につきましては、すでに前会に質疑は終了いたしておりますので、これより本案につきまして討論に入りたいと思います。討論の通告がありますので、順次これを許します。瀬戸山三男君。

○**瀬戸山委員**　私はただいま議題となりました道路整備特別措置法案について自由党を代表して賛成の意を表するものであります。

日本の道路建設事業が、その必要度に応ずるわけに行かないで遅々としておりますことは非常に残念でありますが、この際その一端を補う意味におきまして、まったくの新機軸を出して特別に有料道路の制度を設け、少しでも道路の建設を促進しようというのがこの法案の骨子でありますので、趣旨としてはきわめて適切なる措置だと思います。ただこの特別会計の資金がわずかに十五億というのでは、せっかくのこの立法の目的を達成することはできないように思いますので、特に政府に対する要望として、今後この資金を増額すべきであるということの意見をつけ加えておきます。

さらに審議中にも問題になりました通り、特別会計の説明の付表に出ております各種の計画は、政府説明によりますれば、かようなこともあり得るのだという一つの説明の材料であるということでありますので、ああいう計画がすでになされているということについては、当委員会でも相当の議論があったのでありますから、私は政府が今後全国的にさらに再検討し、また全国各地の要望とにらみ合せまして、適切な資金運用をされることを特に強調いたしておきます。同時にかかる特別会計については、その運営のやり方によっては相当政治的に疑義を生ずる場合が多いのでありますから、運用については特に愼重を期せられんことを要望して賛成いたすものであります。

○**松本委員長**　池田峯雄君。

○**池田（峯）委員**　私は日本共産党を代表いたしましてこの法律案に反対するものであります。

国民が税金を納めるのは、その税金で国民の必要な道路であるとか、あるいは住宅であるとか、あるいは病気になったときに国の方でなおしてもらいたいという考えから納めているのであります。ところがそういった税金は全然別の方に使われてしまって、そして道路を通るにも金をとる、橋を渡るにも金をとられる、こういう考え方がこの法律案の中に含まれているのでありまして、まことにこういう法律はきわめて国民の要望とは縁遠いばかりでなくて、国民をばかにしている法律案であるといわなければならぬと思うのであります。で、この中にこういう考え方が含まれていると思うのです。すなわちこの有料道路を通るのがいやならば、ほかをまわって行け、こういう思想がこの法律案の中に含まれているのであります。これはまったくの国民をばかにしておるといわなければならぬのであります。昔は東海道をかごでも通りましたし、歩いても通りました。今度汽車ができて汽車賃をうんと高くしておきまして、汽車に乗るのがいやなら歩いて行きなさい、かごに乗って行きなさい、まるでこういったような思想であります。電気がついて電燈料をうんと高くとって、そして電燈をつけるのがいやなら昔通りにろうそくでもつけておきなさい、こういったような思想でこの有料道路というものが新設される、こういうことが今度の法律案でできるのは、京浜国道、あるいは戸塚国道、あるいは濃尾大橋等十四箇所という程度でありますけれども、これは全国に次々こういう箇所が生まれて来ることは予想されるのでありまして、そうなりますと全国民がこうむる迷惑というものは、はかり知れざるものがあるだろうと思うのであります。国民から税金をとっている以上は、当然その税金で道路をつくり、橋をつくり、そうしてただでここを国民に通行せしめるというのが民主的な政府のあり方であろうと思うのであります。現在の自由党政府は、税金はふんだくっておいて、そうしてこれはアメリカの軍事計画の一端を負担するために消費して、そうして国民のための道路とかその他のものは国民からまた別に取立てる、こういったやり方に対しまして共産党は全国民の信頼にこたえまして今日まで闘って来ましたけれども、何しろ多勢に無勢で今日採択されるということになりますけれども、たといこういう法律が通りましても、おそらくこれは相当な反対にあいまして、こういうことはできなくなって来るであろうということを私は信ずるのであります。全国民ともにこの法律を粉砕するために闘って行きたいと思います。

○**松本委員長**　改進党より討論の通告がありまするが、今退席されてここに見えません。間もなく見えると思いますので、このましばらく休憩してお待ちを願いとう存じます。

休憩いたします。

午前十一時五十四分休憩

午後零時三分開議

○**松本委員長**　休憩前に引続きまして会議を開きます。

討論の通告順によりまして、村瀬宣親君。

○**村瀬委員**　本法律案はわが国の道路建設行政の上に新しい一つの試みとして考えられたものではありますが、法案の内容の個々にわたりましてはいまだ成熟したものではないと考えられる節が少くないのであります。たとえば貸出しの期限を三年に限っておるごときは、その立法の趣旨から考えまして首尾一貫したものではありません。さらに料金の算出方法につきましても幾多の科学的な研究が残されていると思うのでありますが、予算額増額と申しますか、いわゆるいかなる資金をもつ

ても早急に道路の完成を急がねばならないという実情に迫られておりますので、私は改進党を代表いたしまして條件を付して本案に賛成をするものであります。

○松本委員長　これにて通告のありました討論は全部終了いたしました。

ただいまより道路整備特別処置法案、内閣提出第九四号について採決いたします。本案を原案の通り可決するに御賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○松本委員長　起立多数。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

なお本案に関する委員会報告書作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松本委員長　御異議なきものと認めまして、さようとりはからいます。

本日はこれにて散会いたします。次会は公報をもつてお知らせいたします。

午後零時七分散会

〔参照〕

道路整備特別措置法案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十七年四月八日印刷　昭和二十七年四月九日発行　衆議院事務局　印刷者　印刷庁